

# 請求することができる方①

種別	請求することができる方
医療費及び医療手当	ワクチン接種を受けたことによる疾病について医療を受ける方(被接種者)
障害児養育年金	ワクチン接種を受けたことにより予防接種法施行令別表第1に定める程度の障害の状態にある18歳未満の方を養育する方
障害年金	ワクチン接種を受けたことにより予防接種法施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある18歳以上の方
死亡一時金	ワクチン接種を受けたことにより死亡した方の遺族(次に掲げる順位) 1. 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む) 2. 同一生計の子 3. 同一生計の父母 4. 同一生計の孫 5. 同一生計の祖父母 6. 同一生計の兄弟姉妹 ※上の順位の方を飛び越して、次の順位の方が請求することはできません。
葬祭料	ワクチン接種を受けたことにより死亡した方の葬祭を行う方
未支給給付	死亡した方の遺族(次に掲げる順位) 1. 同一生計の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む) 2. 同一生計の子 3. 同一生計の父母 4. 同一生計の孫 5. 同一生計の祖父母 6. 同一生計の兄弟姉妹 ※上の順位の方を飛び越して、次の順位の方が請求することはできません。 ※未支給の給付とは、給付を受けることができる方が死亡した場合において、その方に支給すべき給付でまだその方に支給していなかったものがあるときに請求することができます。

# 請求することができる方②

予防接種法施行令別表第1

等級	障害の状態
一級	<ul style="list-style-type: none"><li>一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの</li><li>二 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの</li><li>三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li><li>四 両下肢の用を全く廃したもの</li><li>五 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの</li><li>六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li><li>七 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li><li>八 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li></ul>
二級	<ul style="list-style-type: none"><li>一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの</li><li>二 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のもの</li><li>三 平衡機能に著しい障害を有するもの</li><li>四 咀嚼そしやく又は言語の機能に著しい障害を有するもの</li><li>五 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li><li>六 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</li><li>七 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</li><li>八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li><li>九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li><li>十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li></ul>

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

# 請求することができる方③

予防接種法施行令別表第2

等級	障害の状態
一級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の視力が〇・〇二以下のもの</li> <li>二 両上肢の用を全く廃したもの</li> <li>三 両下肢の用を全く廃したもの</li> <li>四 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの</li> <li>五 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>六 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ul>
二級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の視力が〇・〇四以下のもの</li> <li>二 一眼の視力が〇・〇二以下で、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下のもの</li> <li>三 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてこれ解することができない程度のもの</li> <li>四 咀嚼そしやく又は言語の機能を廃したもの</li> <li>五 一上肢の用を全く廃したもの</li> <li>六 一下肢の用を全く廃したもの</li> <li>七 体幹の機能に高度の障害を有するもの</li> <li>八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの</li> <li>九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ul>
三級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の視力が〇・一以下のもの</li> <li>二 両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のもの</li> <li>三 咀嚼そしやく又は言語の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>四 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>五 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>六 体幹の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>七 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li> <li>八 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>九 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ul>

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。